

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 信書便物の引受けの方法

イ 信書便差出箱の構造及び外観

注 信書便差出箱の構造及び外観は、信書便差出箱の種類ごとに信書便物の差入口及び取出口の構造、材質、色その他の外観図並びに外面に表示する事項を記載すること。

ロ 信書便差出箱の設置の方針

注 信書便差出箱の設置の方針は、第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとの人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数並びに各市町村内及び各特別区内における信書便差出箱の設置場所の決定方針を記載すること。

ハ 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

(2) 信書便物の配達の方法

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」、「日曜日」のように記載すること。

ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。

(3) 一般信書便物の送達日数

注 一般信書便物の送達日数は、法第2条第4項第2号に規定する地域及び第3条に規定する地域の区分ごとの最長送達日数を記載すること。

(4) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第7条、第15条、第16条、第37条、第40条関係）

事業収支見積書

| 項目 | | 年月日～年月日 | 備考 |
|--------|----------|---------|----|
| 収 入 | 信書便事業収入 | 千円 | |
| | （何）事業収入 | | |
| | その他収入 | | |
| | 合計 | | |
| 支 出 | 信書便事業支出 | | |
| | 人件費 | | |
| | 経費 | | |
| | 業務委託費 | | |
| | 減価償却費 | | |
| | その他 | | |
| | 租税公課 | | |
| | （何）事業支出 | | |
| | 支払利息 | | |
| | その他支出 | | |
| | 法人税及び住民税 | | |
| 合計 | | | |
| 差引利益 | | | |

注1 当初の事業年度及び翌事業年度について作成すること。

2 信書便事業以外の事業について、（何）事業収入及び（何）事業支出として記載すること。

3 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3（第7条、第37条関係）

事業開始に要する資金及びその資金の調達方法

1 事業開始に要する資金 （単位：円）

| 項 目 | | 事業開始に要する資金 |
|----------------------------------|----------------------|------------|
| 信書便差出箱その他の事業の用に供する機械及び器具費 | 取得価格 （割賦未払金を含む全額） | |
| | 賃借料の1カ年分 | |
| 営業所、事業場その他の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1カ年分 | | |
| 人件費の2カ月分 | | |
| 業務委託費の2カ月分 | | |
| その他費用の2カ月分 | | |
| 事業開始に要する資金の合計 | | (A) |
| 自己資金の合計 | | (B) |
| 自己資金比率 (B) ÷ (A) × 100 | | % |

注1 信書便差出箱その他の事業の用に供する機械及び器具費の欄には、取得の場合と賃借の場合について、それぞれ項目を分けて計上すること。この場合において、取得の場合は、取得価格（割賦未払金を含む。）を計上し、賃借の場合は、賃借料の1カ年分を計上すること。ただし、現に所有している機械及び器具については、取得価格から除くことができる。

2 営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。以下同じ。）事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。以下同じ。）その他の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1カ年分の欄には、「2 事業用不動産の取得価格又は賃借料の不動産別内訳」の合計額を計上すること。この場合において、取得の場合は、取得価格（割賦未払金を含む。）を計上し、賃借の場合は、賃借料及び敷金等の1カ年分を計上すること。

3 人件費の2カ月分の欄には、「3 人件費の部門別内訳」の合計額を計上すること。

4 業務委託費の2カ月分の欄には、信書便の業務の一部を委託する場合の費用の2カ月分を計上すること。

5 その他費用の2カ月分の欄には、事務用品費、水道光熱費その他の諸経費、登録免許税その他の事業開始に要する費用の合計額を計上すること。

2 事業用不動産の取得価格又は賃借料の不動産別内訳 （単位：円）

| 名称 | 所在地 | 取得又は賃借の別 | 面積(m ²) | 営業所の設置の有無 | 取得価格又は賃借料の1カ年分 |
|----|-----|----------|---------------------|-----------|----------------|
| | | | | | |

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 取得価格又は賃借料の1カ年分の欄には、取得の場合は、取得価格（割賦未払金を含む。）を計上し、賃借の場合は、賃借料及び敷金等の1カ年分を計上すること。ただし、現に所有している事業用不動産については、取得価格から除くことができる。

3 営業所又は事業場の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。

また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

3 人件費の部門別内訳 (単位 : 円)

| 作業部門従業員の人件費 | | 事務部門従業員の 人件費 | 合 計 |
|-------------|-----------|-----------------|-------|
| 専従従業員の人件費 | 兼務従業員の人件費 | | |
| (人) | (人) | (人) | (人) |

注 兼業従業員及び事務部門従業員の人件費及び従業員数は、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、信書便事業に係る人件費及び従業員数を計上すること。

4 資金の調達方法 (単位 : 円)

| 調達資金の内訳 | 金 額 |
|---------|-----|
| 自己資金 | |
| うち増資 | |
| 借入金 | |
| その他 | |
| 合 計 | |

注1 既存法人の場合は、最近の事業年度の貸借対照表に基づき、記載すること。また、既存法人で増資により資金調達する場合については、増資の欄に増資計画を記載し、取締役会で増資する旨の決議をした議事録と、その出資に係る引受書等を添付すること。

2 設立法人の場合は、自己資金の欄にその出資者名と出資金額を記入すること。

3 借入金の欄には、借入先ごとに借入金額を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第11条、第40条関係）

信書便事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人に
あつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自
筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

次のとおり変更したので、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第10条（第33条において準用する同法第10条）の規定により、届け出ます。

| | |
|---------|--|
| 変更前の氏名等 | |
| 変更後の氏名等 | |
| 変更年月日 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

事業計画変更認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第12条第1項（第33条において準用する同法第12条第1項）の規定により、同法第7条第1項第2号の事業計画を次のとおり変更したいので申請します。

| | | |
|-------|-------|-------|
| 変更事項 | | |
| 変更内容 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | |
| 変更年月日 | | |
| 変更の理由 | | |

注1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、法第2条第7項第2号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

事業計画変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第12条第3項（第33条において準用する同法第12条第3項）の規定により、届け出ます。

| | | |
|-------|-------|-------|
| 変更事項 | | |
| 変更内容 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | |
| 変更年月日 | | |
| 変更の理由 | | |

注1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、法第2条第7項第2号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

様式第7（第15条、第40条関係）

事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

譲 渡 人 住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人
にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が
自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

（ふりがな）

譲 受 人 住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人
にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が
自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第13条第1項（第33条において準用する同法第13条第1項）の規定により、次のとおり事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

| | |
|-------------------------|--|
| 譲渡予定年月日 | |
| 譲渡譲受する事業の許可 の番号及び年月日 | |
| 譲渡しの理由 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

合併（分割）認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員会の代表者）の氏名

（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）



民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第13条第2項（第33条において準用する同法第13条第2項）の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

| | | |
|----------------|---------------|--|
| 当事者 | （ふりがな） 名 称 | |
| | （ふりがな） 住 所 | |
| | 許可の番号及び年月日 | |
| | （ふりがな） 名 称 | |
| | （ふりがな） 住 所 | |
| | 許可の番号及び年月日 | |
| 合併（分割）予定年月日 | | |
| 合併（分割）を必要とする理由 | | |

注1 許可の番号及び年月日の欄には、当事者が一般信書便事業者又は特定信書便事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

相続認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第14条第1項（第33条において準用する同法第14条第1項）の規定により、次のとおり相続人の事業継続の認可を受けたいので申請します。

| | |
|------------------------|--|
| 被相続人の氏名及び住所 | |
| 相続して経営しようとする被相続人の事業の内容 | |
| 相続開始の期日 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

事業休止 (廃止) 許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり一般信書便事業の休止 (廃止) の許可を受けたいので申請します。

| | |
|----------------------------|--|
| 休止の予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日) | |
| 休止 (廃止) を必要とする理由 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

解散認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が
自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 15 条第 2 項の規定により、
次のとおり法人の解散の決議 (総社員の同意) の認可を受けたいので申請します。

| | |
|---------|--|
| 解散予定年月日 | |
|---------|--|

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

料金設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり一般信書便役務に関する料金の設定 (変更) を届け出ます。

| | |
|------------|--|
| 料金を適用する期間 | |
| 料金の種類 | |
| 料金の額及び適用方法 | |
| 実施予定日 | |
| 変更を必要とする理由 | |

注 1 料金を適用する期間の欄には、限定する場合に限り記載すること。

- 2 料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金 (以下「送達料金」という。) と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金 (以下「付加料金」という。) とを区分して記載することとし、送達料金については、第 22 条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する 25 グラム以下の信書便物 (以下「定形信書便物」という。) の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。
- 3 料金の額及び適用方法の欄には、「重量別」、「大口割引」等の料金の計算方法、「紙製」、「窓付き封筒」等の信書便物の包装その他の形状の条件その他の料金の適用方法ごとに料金の額を記載すること。
- 4 定形信書便物の送達料金について第 22 条第 1 号並びに第 2 号イ及びロに規定する事項以外の信書便物の包装その他の形状の条件を定める場合は、定形信書便物の送達料金の適用方法に当該条件及び当該条件を定める理由を記載すること。
- 5 変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13 (第 24 条、第 40 条関係)

信書便約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日 (法第 29 条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。)

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 17 条第 1 項 (第 33 条において準用する同法第 17 条第 1 項) の規定により、別紙のとおり信書便約款の設定 (変更) の認可を受けたいので申請します。

| | |
|-------|--|
| 実施予定日 | |
|-------|--|

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 14 (第 31 条、第 40 条関係)

信書便管理規程設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日 (法第 29 条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。)

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 22 条第 1 項 (第 33 条において準用する同法第 22 条第 1 項) の規定により、別紙のとおり信書便管理規程の設定 (変更) の認可を受けたいので申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

業務委託認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人に
あつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自
筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 23 条第 1 項 (第 33 条におい
て準用する同法第 23 条第 1 項) の規定により、次のとおり信書便の業務の一部の委託の認可を受けた
いので申請します。

| | |
|----------------|--|
| 受託者の氏名及び住所 | |
| 委託しようとする信書便の業務 | |
| 委託しようとする期間 | |
| 委託を必要とする理由 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人に
あつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自
筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 24 条第 1 項 (第 33 条におい
て準用する同法第 24 条第 1 項) の規定により、次のとおり他の一般信書便事業者又は特定信書便事業
者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

| | |
|---|--|
| 協定又は契約の相手方の氏名 (法人に あつては、名称及び代表者の氏名) 及 び住所 | |
| 締結しようとする協定又は契約の概要 | |
| 予定する協定又は契約の期間 | |
| 協定又は契約の締結を必要とする理由 | |
| その他参考となる事項 | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 17 (第 34 条、第 40 条関係)

外国信書便事業者との事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 25 条 (第 33 条において準用する同法第 25 条) の規定により、次のとおり外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 協定又は契約の相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所 | | |
| 外国信書便事業者が信書の送達の事業に相当する事業を営む国 | | |
| 締結しようとする協定 又は契約 の概要 | 外国信書便事業者との間の責任関係 | |
| | 外国信書便事業者との間で信書便物の授受を行う場所及びその方法 | |
| 予定する協定又は契約の期間 | | |
| 協定又は契約の締結を必要とする理由 | | |
| その他参考となる事項 | | |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

特定信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。) 第 29 条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注 法第 2 条第 7 項各号に規定する特定信書便役務の種類別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、そのすべてを記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合には、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合には、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載すること。

(4) 法第 2 条第 7 項第 2 号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1) から (3) までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

注 「東京都 23 区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のように記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、そのすべてを記載すること。

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

注 複数の提供区域又は区間において法第 2 条第 7 項第 2 号に係る特定信書便役務を提供する場合には、提供区域又は区間ごとに記載すること。

ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

(5) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 19 (第 38 条関係)

特定信書便事業休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人に
あつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自
筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止 (廃止) したので、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 32 条の規定により、届け出ます。

| | |
|--------------------------------|--|
| 休止の予定年月日及び予定期間 (廃止 予定年月日) | |
|--------------------------------|--|

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

営業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

1 経営形態及び資本

| 経営形態 (該当事項を で囲むこと。) | 株式会社 合資会社 有限会社 個人 合名会社 その他 | 資 本 | 資本の額又は 出資の総額 | 千円 | 株 式 | 額面株式 1株の金額 | 円 |
|-------------------------------|--|------------|------------------|----|------------|---------------|---|
| | | | 当期中の 増減額 | 千円 | | 発行する 株式の総数 | 株 |
| | | | 株主(社員又 は組合員数) | 人 | | 発行済株式 の総数 | 株 |
| | | | | | | | |

2 役員

| | 役職名 | 氏 名 | 常勤非常勤の別 |
|--------------|-----|-----|---------|
| 取締役 (理事)等 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 監査役 (監事)等 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 行っている事業

| 事業の名称 | 従業者数 (人) | 営業収入(売上高) 構成比率(%) | 事業の名称 | 従業者数 (人) | 営業収入(売上高) 構成比率(%) |
|-------|-------------|----------------------|-------|-------------|----------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | 合 計 | | 100% |

注1 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあつては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

2 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 21 (第 41 条関係)

| | | |
|----|----------|----------|
| 区分 | 一般信書便事業者 | 特定信書便事業者 |
|----|----------|----------|

注 区分の欄は、該当事項を で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)



許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

| 役 務 | 引 受 物 数 (通) | 営 業 収 入 (千円) |
|-----------------|------------------|-------------------|
| 一 般 信 書 便 役 務 | | |
| 特 定 信 書 便 役 務 | | |
| 国 際 信 書 便 の 役 務 | | |
| そ の 他 | | |
| 合 計 | | |

注 1 役務の欄には、該当事項を で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 7 項に掲げる区分ごとに引受物数を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

| | |
|----------------------|---|
| 信 書 便 差 出 箱 設 置 数 | 個 |
|----------------------|---|

(年 3 月 31 日現在)

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第 9 条第 1 号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

| 紛失(件) | き損(件) |
|-------|-------|
| | |

4 事業用不動産の一覧

| 名称 | 所在地 | 面積(m ²) | 営業所の設置の有無 |
|----|-----|---------------------|-----------|
| | | | |

(年3月31日現在)

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 営業所(信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。)又は事業場(信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。)の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 22 (第 43 条関係)

(表)

| | | | | | | | | |
|--------|--------|---|---------------|---------------------------------------|--------|------|--------|--------|
| 氏 名 | 所 属 | 省 | 信書便検査職員 の証 | 民間事業者による信書の送達に関する法律 第二十六条第二項の規定による | 総 務 | 有効期間 | 第 号 | 発 行 |
| | | | | | | | | |

(裏)

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋

第36条

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。